

行政情報 INDEX Kawachinagano City

(令和6年4月1日時点)

市役所の主な担当業務です。市役所 ☎ 53-1111 (代表)

▼最新情報はこちらから▼



市公式
LINE



市ホーム
ページ

Index(もくじ)

届出と証明など

- ・戸籍と住民登録 -----2
- ・証明と印鑑登録 -----2
- ・パスポート(旅券) -----2
- ・マイナンバーカードの受け取り・電子証明書の更新 -----2

税金

- ・税の種類 -----2
- ・税についての証明 -----2
- ・納税相談 -----2

国民健康保険

- ・国民健康保険 -----2

国民年金

- ・国民年金 -----2

健康

- ・予防接種 -----2
- ・健康診査・教室・相談等 -----3
- ・母子健康手帳の交付 -----3
- ・日曜・祝日などの急病診療 -----3

介護保険

- ・介護保険 -----3

高齢者の福祉

- ・後期高齢者医療制度 -----3
- ・在宅サービス -----3
- ・老人クラブ、老人ホーム -----3
- ・シルバー人材センター -----3

障がい者の福祉

- ・手帳の交付 -----4
- ・重度障がい者医療費助成制度 -----4
- ・補装具(修理)費の支給、日常生活用具の給付など -----4
- ・手当・割引・助成など -----4
- ・日常生活の充実のために -----4
- ・福祉に関するボランティア -----4
- ・障がい者福祉センターキタバあかみね -----4
- ・地域活動支援センターこころッと -----4
- ・相談支援事業 -----4

児童の福祉

- ・子ども医療費助成制度 -----4
- ・ひとり親家庭等医療費助成制度 -----4
- ・児童の手当・給付 -----5
- ・保育所・認定こども園(2・3号) -----5
- ・児童福祉施設の短期利用 -----5
- ・こども相談総合窓口 -----5
- ・子ども・子育て総合センターあいっく -----5
- ・ひとり親家庭の自立支援事業 -----5
- ・放課後児童会 -----6
- ・その他の支援 -----6

生活福祉

- ・生活困窮者自立支援制度 -----6

- ・生活保護制度 -----6

生活と産業

- ・自治会活動への助成など -----6
- ・消費生活センター -----6
- ・市民公益活動 -----6
- ・商工業 -----6
- ・地域就労支援 -----6
- ・農地、農林業 -----6

広報・広聴

- ・広報紙やホームページ -----6
- ・市への意見・提案など -----7

情報公開

- ・情報公開・個人情報保護制度 -----7
- ・行政資料の閲覧 -----7

ごみ・し尿

- ・ごみ、し尿 -----7

住まい・環境

- ・市営住宅 -----7
- ・水道 -----8
- ・下水道 -----8
- ・浄化槽 -----8
- ・公害対策・市営斎場 -----8
- ・犬・猫の飼育 -----8
- ・耐震診断と改修補助・マイホーム取得補助制度 -----8

交通・公園・道路

- ・放置自転車 -----8
- ・里道・水路の管理 -----8
- ・公園施設の利用 -----8
- ・道路の占用・境界の明示 -----9

議会・選挙

- ・議会の傍聴、請願・陳情 -----9
- ・選挙 -----9

教育・人権

- ・市立学校の就学・転学 -----9
- ・市内幼稚園の就園 -----9
- ・人権啓発・平和への取り組み・人権相談 -----9
- ・男女共同参画の推進 -----9

生涯学習・文化振興

- ・社会教育・生涯学習の推進 -----9
- ・市民スポーツの推進 -----9
- ・図書館 Supported by **STONE** -----9
- ・文化財の保護・文化の振興 -----9

安全・安心

- ・防災・防犯 -----9

主要施設一覧

- ・-----10

- ・-----12

- ・-----13



※詳しくは各担当課にお問い合わせください。
市役所 ☎53・1111
(代表)
INDEXの見方 大見出しの次の●に取扱い業務と窓口、◎は主な内容など

届出と証明など

- 戸籍と住民登録**
次の届出は市民総合窓口(1階)④番へ
◎戸籍に関する届出
出生届、死亡届、婚姻届、離婚届、養子縁組届、転籍届など
- ◎**住民異動などに関する届出**
転入届、転出届、転居届など、マイナンバーカードの券面事項更新など

- 証明と印鑑登録**
次の証明・印鑑登録は市民総合窓口(1階)④番へ
◎**証明書の発行**
印鑑登録証明、住民票の写し、戸籍全部・個人事項証明(戸籍の謄・抄本)、戸籍の附票の写し、戸籍記載事項証明などを発行

- ◎**その他の予防接種**
高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌、新型コロナワクチン、風しん第5期予防接種、妊婦等の風しん予防接種



- 健康診査・教室・相談等**
保健センター(☎55・0301)へ
◎**子どもの健康診査の種類**
妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児一般健康診査、4か月児健康診査、乳児後期健康診査、1歳7か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査
◎**妊産婦・乳幼児のための相談と教室**
ママパパ教室(母親・父親になる人のための教室)や離乳食講習会(もぐもぐ・かみかみ教室)



- ◎**印鑑登録**
印鑑登録申請、印鑑登録廃止申請

- パスポート(旅券)**
市民総合窓口(1階)②番へ
◎**パスポート窓口**
新規申請(新規・切替新規・訂正新規)、記載事項の変更や査証欄の増補申請、紛失等届出、交付

- マイナンバーカードの受け取り・電子証明書の更新**
市民総合窓口(1階)①番へ

- 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付**
保健センターへ(☎55・0301)

税金

- 税の種類**
税務課(2階)へ
◎**市税**
市民税、固定資産税、都市

- その他、赤ちゃん訪問、相談事業、産後ケア事業など。
- ◎**健康診査**
集団検診(胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診、青年・成人健康診査)を保健センターで実施。また、個別検診(胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診、心電図検査、B型・C型肝炎ウイルス検査、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診)は取扱医療機関で実施。日程などは年間事業案内で確認を。
- ◎**相談**
健康相談、歯科相談、栄養相談、糖尿病予防相談、たばこ相談を実施。日程などは問い合わせを。
- ◎**その他**
40歳以上の市民に配布する健康手帳の交付を行っています。

- 母子健康手帳の交付**
保健センター(☎55・0301)へ

- 日曜・祝日などの急病診療**
休日急病診療所(☎55・0300)へ 13ページをご覧ください。

計画税、軽自動車税(種別割・環境性能割)、市たばこ税、入湯税
※国税(所得税、法人税、相続税、贈与税、酒税、消費税、石油炭炭税、石油ガス税、自動車重量税、印紙税、登録免許税、国たばこ税など)は富田林税務署(☎24・3281)へ

- ◎**府税(府民税、事業税、不動産取得税、府たばこ税、ゴルフ場利用税、地方消費税、自動車税(種別割・環境性能割、軽油引取税など)は南河内府税事務所(☎25・1131)へ**
※減免制度 生活保護法による生活扶助を受けているなど、特別な事情がある場合は、申請により市税の減免を受けることができる場合があります。詳細はお問い合わせを。

- 税についての証明**
次の証明書は市民総合窓口(1階)④番へ
◎**証明書の発行**
土地家屋評価証明書、所得(課税)証明書、車検用軽自動車税(種別割)納税証明書、その他納税証明書など

介護保険

- 介護保険**
◎**介護保険課(1階)⑩番へ**
◎**被保険者(加入者)**
65歳以上の人(第1号被保険者)と40歳から65歳未満の医療保険に加入している人(第2号被保険者)が介護保険の被保険者です。
◎**サービスが利用できる人**
65歳以上の人(第1号被保険者)⇨寝たきり、認知症などで入浴・排泄・食事などの日常生活動作について常に介護が必要な人、家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人
40歳から65歳未満の医療保険に加入している人(第2号被保険者)⇨初老期認知症、脳血管疾患、がんなど、老化にともなう病気(特定疾病)により介護が必要となった人

- ◎**第1号被保険者・第2号被保険者ともに要介護認定を受けることが必要です。**

- ◎**保険料の納付方法**
第1号被保険者⇨年齢・退職・遺族・障害年金が年額18万円以上の人は原則として年金から天引き(特別徴収)、それ以外の人は納付書による納

●**納税相談**
税務課(2階)へ
税金の納付でお困りの場合は、納期限までに相談を。放置すると延滞金が増加されるだけでなく、滞納処分の対象となります。

国民健康保険

- 国民健康保険**
保険医療課(1階)⑥番へ(各種療養費の申請は⑧番、保険料の納付相談は⑨番へ)
◎**加入しなければならぬ人**
職場の健康保険や後期高齢者医療制度で医療を受けている人、生活保護を受けている人を除き、すべての人が国民健康保険に加入します。
◎**こんな時には14日以内に届出を**
①市内に転入した時・市外へ転出する時、②職場や任意継続の健康保険に加入した時・やめた時、③生活保護を受けたり時や受けなくなった時、④子どもが生まれた時、⑤被保険者が死亡した時、⑥住所・世帯主・氏名などが変わった時
※詳細はお問い合わせを。

- 付または口座振替で納付(普通徴収)。
※65歳年齢到達や転入により資格取得された場合、すぐには特別徴収ができません。
第2号被保険者⇨医療保険料と一括して納付
※要介護認定の申請方法、サービスの内容、サービスの種類、介護保険料の内容など詳細はお問い合わせを。

- 市では次のような事業を行っています。詳細はお問い合わせを。
高齢者等総合見守りシステムの設置、食の自立支援事業(配食サービス)、訪問理容サービス助成事業、寝具洗濯乾燥サービス助成事業、在宅老人介護支援金の給付、短期ペッド貸出事業、認知症高齢者SOSネットワーク事業、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

高齢者の福祉

- 後期高齢者医療制度**
保険医療課(1階)⑦番・⑧番・⑨番へ
対象者⇨「75歳以上の人」および「65～74歳で申請により一定の障がいがあると認められた人」
・被保険者証の再発行および保険料の計算に関すること⇨⑦番
・各種療養費の申請に関すること⇨⑧番
・保険料の納付相談⇨⑨番
※詳細はお問い合わせを。

- 在宅サービス**
地域福祉高齢課(1階)⑪番へ
◎さまざまな在宅サービス

国民年金

- 国民年金**
市民窓口課(1階)⑤番へ
◎**1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業や学生などの方)の加入手続など**
資格取得・喪失届、任意加入、免除申請、学生納付特例
◎**年金請求**
国民年金(3号を除く)被保険者のみ市へ、厚生年金などは日本年金機構天王寺年金事務所(☎06・6772・7531)へ。詳細はお問い合わせを。

健康

- ※詳細は毎年4月に広報紙とともに配布する年間事業案内をご覧ください。
●**予防接種**
保健センター(☎55・0301)へ
◎**予防接種の種類**
ロタウイルス、ヒブ、小児の肺炎球菌、五種混合、四種混合、BCG、麻しん風しん1期・2期、日本脳炎1期・2期、二種混合2期、子宮頸がん、B型肝炎、水痘

- 老人クラブ**
福祉センター キタバ錦深苑 大師町26の1(☎65・0123)へ

- 老人ホーム**
介護保険課(1階)⑩番、地域福祉高齢課(1階)⑪番へ

- シルバー人材センター**
大師町25の2(☎65・0256)へ
資格は60歳以上の働く意欲のある市内在住者です。詳細はお問い合わせを。

障がい者の福祉

●手帳の交付

障がい福祉課（1階）⑭番へ
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付など詳細はお問い合わせを。

●重度障がい者医療費助成制度

保険医療課（1階）⑧番へ
医療保険適用となる医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。詳細はお問い合わせを。

●補装具（修理）費の支給、日常生活用具の給付など

障がい福祉課（1階）⑭番へ
義肢、装具、車いす、補聴器などの補装具（修理）費の一部の支給制度があるほか、ストーマ装具（消化器系・尿路系）、聴覚障がい者用通信装置、点字図書など日常生活用具の給付制度があります。また、支給条件や判定が必要なものがありますので、先に購入せず、必ず事前に担当課に相談してください。

18歳（18歳到達以降最初の3月31日）までの児童を扶養するひとり親家庭。ただし、所得制限などがあります。詳細はお問い合わせを。

●児童の手当・給付

子ども子育て課（1階）⑫番へ
●児童手当
中学校修了前の児童を養育している人に支給されます。（所得制限あり）

●児童扶養手当

18歳到達日以降最初の3月31日までの児童（児童に政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の児童）を養育しているひとり親家庭などの父または母などに支給（所得制限あり）。

●特別児童扶養手当

20歳未満で、政令に規定する障がいの状態（1級または2級）にある児童を養育している父母などに支給（所得制限あり）。いずれも詳細はお問い合わせを。

●保育所・認定子ども園（2・3号）

子ども子育て課（1階）⑫番へ
●保育所・認定子ども園への

●手当・割引・助成など

障がい福祉課（1階）⑭番へ
手当には次のような制度があります。特別障がい者手当、障がい児福祉手当、府重度障がい者在宅介護支援給付金など。障がい基礎年金については、市民窓口課の国民年金担当に問い合わせを。

また、割引・助成には次のようなものがあります。タクシー料金一部助成、有料道路の通行料金の割引など。要件など詳細はお問い合わせを。

●日常生活の充実のために

障がい福祉課（1階）⑭番へ
自立支援医療制度、ホームヘルプ、短期入所、施設への入所・通所、移動支援、在宅重度障がい者入浴サービス、手話通訳者・要約筆記者の派遣、もえるごみシールの追加配布などがあります。

なお、駐車禁止除外指定車標章の交付（河内長野警察署54・1234）、視覚障がい者用府政だより（府政情報室）、声の広報かわちながの（広報広聴課）、郵便による投票（選挙管理委員会）、貸付金および車いす・リフト付き自動車の



入所

保育所7か所、認定子ども園16か所（11ページを参照）あります。入所相談・受付についてはお問い合わせを。保育所・認定子ども園への入所は毎月18日（閉庁日）の場合はその前日の開庁日）を期限に子ども子育て課で随時受付しています。新年度（4月）の入所相談・受付についてはお問い合わせを。

●その他

通所児以外の子とその保護者たちを対象に催しへの参加や子育ての相談、保育所などでの一時預かり事業も実施。詳細はお問い合わせを。

●児童福祉施設の短期利用

子ども子育て課（1階）⑫番へ
児童を養育している保護者が病气やけが、家庭養育上の事由により、一時的に家庭で

貸付（社会福祉協議会）、マル優制度の適用（各金融機関）など障がい者に対する様々な制度については各機関に別途お問い合わせください。

●福祉に関するボランティア
社会福祉協議会喜多町663の1（イズミヤSC河内長野4階、☎65・0133）へ
生活課題（福祉課題）などのある人にボランティアを紹介いたします。また、ボランティアを始めたい人の相談やボランティアの登録などを受け付けています。

●障がい者福祉センターキタバあかみね
小山田町379の16（☎56・1590）へ
障がい者を対象にデイサービス事業、生活介護事業、各種相談、部屋の貸出し、ボランティア活動の場の提供などを行っています。詳細はお問い合わせを。



保育できない場合や経済的な理由により母子を緊急一時的に保護することが必要な場合などに、児童福祉施設などで保護します。利用料など詳細はお問い合わせを。

●子ども相談総合窓口（子どもファミリーセンター）
子ども子育て課（1階）⑫番へ
0～18歳までの子どもに関わる悩み・家族関係について・ヤングケアラー相談・虐待相談などに応じます。相談日は祝日を除く月～金曜日。お問い合わせは☎53・8001へ。

●子ども・子育て総合センターあいつく
本町24の1（ノバティながの北館5階・☎50・4664）へ
あいつくでは親子で参加して遊んだり、仲間づくりができる場を設け、子育てを支援するとともに、妊娠中の人および子育て中の保護者の子育てに関する相談（電話と面接）、サークルの立ち上げや活動の支援を行っています。また、同センターでは次のような事業を行っています。

●地域子育て支援事業
わくわく広場（就学前の親

●地域活動支援センターころつと
本町10の15足立ビル（☎FAX 87・0350）へ
軽スポーツや趣味の活動ほか地域の実情に合わせた活動の機会を提供するとともに、社会との交流をはかる場です。見学など利用については直接お問い合わせを。

●相談支援事業
市では、障がい者やその家族から生活相談（日常生活や就労、日中活動の場などの相談）などに対応するため、社会福祉法人に委託し、次の事業所で相談支援事業を実施しています。

●ピアセーターかわちながの
☎喜多町663の1イズミヤSC
河内長野4階（☎70・7002、FAX 70・7003）へ

●相談支援室れんげのおか
栄町25の37児童療育支援プラザ内（☎26・9190、FAX 26・9941）

●地域活動支援センターころつと
☎本町10の15足立ビル（☎FAX 87・0350）へ
主に精神障がい者を対象に様々な相談を受け、支援を行っています。

子が自由に遊んだりおしゃべりできる場）、ベビータイム（1歳未満の赤ちゃんと保護者の集まりの場）、ヨチヨチタイム（9か月～1歳6か月の子どもと保護者の集まりの場）、訪問事業（就学前の子どもがいる家庭を保育士が訪問し、育児相談や子育てサービスの情報を提供）などを実施。詳細は広報紙でお知らせします。

●一時預かり室「ピーチルーム」
生後6か月から就学前の子どもを有料（1時間500円で、4時間まで）で預かります。事前登録要。

●子ども交流ホール
講座や会議などに幅広くご利用いただける有料の貸室です。

●幼児健全発達支援事業
「言葉が遅い」「落着きがない」などの心配ごとがある親子に、親子遊びや集団遊び、ス



つています。
●相談支援りんく
北青葉台2の16（☎080・7976・8708 FAX 26・7528）
主に就労に関する相談を受け、支援を行っています。
●相談支援センターmum
中片添町11の9（☎55・2274、FAX 55・2276）へ
主に障がい児を対象に様々な相談を受け、支援を行っています。

児童の福祉

●子ども医療費助成制度

保険医療課（1階）⑧番へ
子どもの入院や通院にかかる医療保険適用の医療費の自己負担分の一部を助成します。
●対象
18歳（18歳到達以降最初の3月31日）までの子ども。詳細はお問い合わせを。

●ひとり親家庭等医療費助成制度
保険医療課（1階）⑧番へ
ひとり親家庭世帯に対して医療保険適用の医療費の自己負担分の一部を助成します。
●対象

タッフとの話し合いなどで悩みの解決をお手伝いします。また、就園後の相談（言葉・友達関係、就学に向けてなど）や「サポートブックは」と「入園に関する相談に応じます。相談日は祝日を除く月～金曜日。お問い合わせは☎50・4671へ。

●ファミリー・サポート・センター事業
子育ての援助を受けたい人（生後2か月～小学6年生の子どもを持つ市民）と子育ての援助を行いたい人が、子育てについて地域で助け合う相互援助活動です。会員登録が必要。お問い合わせは☎50・4670へ

●ひとり親家庭の自立支援事業
子ども子育て課（1階）⑫番へ
ひとり親家庭の父または母が職業能力開発のための講座を受講する場合、受講料を補助します（限度額あり）。事前相談を通じて、講座の指定認定を受ける必要があります。詳細はお問い合わせを。

●高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭の父または母が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関に1年以上修業する場合に一定額を支給。対象となる資格は看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、栄養士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師ほか。詳細はお問い合わせを。

●高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の父または母が高卒認定試験の合格を目指す場合に、支援対象講座の受講料の一部を補助します(限度額あり)。詳細はお問い合わせを。

●養育費に関する補助事業

ひとり親家庭の父または母に対して、養育費に関する公正証書や保証契約の保証料などの本人負担部分を補助します(限度額あり)。詳細はお問い合わせを。

●放課後児童会

放課後児童課(昭栄町7の1、キックス内 ☎54・1000)へ
対象 小学校に在籍する小学1～6年生の児童で、保護者

●ホームページ

市のニュースやイベント情報などを掲載しています。

●市への意見・提案など

広報広聴課(5階)へ

「市民の声」カード
市政に対する意見や提案を専用はがきで提出できます。専用はがきは市内公共施設など25か所に設置しています。
●広聴ファクス(FAX 56・1761)
24時間、ファクスで意見・提案を受け付けています。

●ホームページ

フォームからお問い合わせや意見提案を受け付けています。

情報公開

●情報公開・個人情報保護制度総務課(4階)へ

●行政資料の閲覧

情報コーナー(1階)へ

が就労などにより、昼間家庭にいない状態が月に17日以上あり、3か月以上継続すること。

期間 祝休日・年末年始・お盆休みなどを除く月々土曜日時間 平日・授業終了時刻～午後7時、土曜日・午前8時～午後6時、長期休業日等・午前8時～午後7時

開設場所 千代田・楠・長野・小山田・三日市・高向・天野・川上・加賀田・石仏・南花台・美加の台の各小学校内または隣接地

負担金 月々土曜日利用Ⅱ児童1人につき月額7000円、月々金曜日利用Ⅱ児童1人につき月額6000円、午後6時～午後7時までの延長利用Ⅱ児童1人につき月額1000円

※同一世帯で2人以上の児童が入会する場合は2人目以降半額▽世帯の課税状況により、減免制度あり。

●その他の支援

●子ども育て課(1階)⑫番へ
●母子父子・寡婦福祉資金の貸付

20歳未満の児童がいるひとり親家庭の父または母や寡婦

ごみ・し尿

●ごみ

●環境衛生課(4階)へ

●ごみの分別収集

市では、ごみの減量化と資源化に力を入れて取り組んでいます。「ごみと資源の分け方・出し方」パンフレットを参照の上、ごみの分別にご協力ください。なお、ごみは、必ず推奨ごみ袋に入れて(粗大ごみを除く)、決まった曜日にごみ集積場所へ出してください。

●ごみのシール制

資源ごみ以外のごみは、シールの貼付が必要です。シールは下記のものがあります。

●臨時ごみ(有料)

引越しや家の片付けなどにもなう多量のごみは、自宅前で収集することができません。収集希望日の4日前(土・日・祝・年末年始を除く)までに申し込みを。インターネット申し込みをご利用ください。

●もえるごみ臨時収集(有料) クレジット決済もしくは臨時収集専用シールを購入すること、少量のもえるごみ(45リットル以下の推奨袋2個まで)を玄関前で収集します。

などが対象

●ひとり親家庭への支援員の派遣

一時的な病気などで日常生活に大きな支障が生じている場合など

●助産施設への入所

経済的な理由で入院助産ができない妊産婦に産産を援助対象は生活保護世帯と市民税非課税世帯の妊婦。

生活福祉

●生活困窮者自立支援制度

生活福祉課(1階)⑬番へ

経済的な悩みや、仕事の事など、生活上の不安や問題についての相談を受け付けています。詳細はお問い合わせを。

●生活保護制度

生活福祉課(1階)⑬番へ

自身の収入や資産などを活用してもなお生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、最低限度の生活の保障を行っています。詳細はお問い合わせを。

生活と産業

●自治会活動への助成など

自治協働課(7階)ほかへ
集会所整備補助金、防犯灯の設置申請、自主防犯活動への助成金(危機管理課)、広報板の提供(広報広聴課)など。詳細はお問い合わせを。

●消費生活センター

長野5の1の303(ノバティ)ながの南館3階・☎56・0700)へ

消費生活相談(12ページ参照)、悪質商法やクーリング・オフなど消費生活に関するテーマの出前講座(グループや団体での申し込み)など市民の消費生活を支援する事業を行っています。

●市民公益活動

自治協働課(7階)へ

市民公益活動の支援などはかわちながのボランティア・市民活動センター(社会福祉協議会内、☎65・0133)へ。市民公益活動補助制度への加入、NPO法人の設立認定、市民公益活動への補助金など詳細はお問い合わせを。

●商工業

産業観光課(4階)へ

事業者向け融資・補助金など、詳細はお問い合わせを。経営相談は商工会(☎53・9900)へ。

●地域就労支援

産業観光課(4階)へ

就労に関する相談機関の案内や情報提供などを行います。労働相談(12ページ参照)

●農地

農業委員会(7階)へ

●農林業

農林課(4階)へ

農林業に対する各種補助を行っています。詳細はお問い合わせを。

広報・広聴

●広報紙やホームページ

広報広聴課(5階)へ

●広報かわちながの
毎月1日に発行。届かないときはお問い合わせを。目の不自由な人に録音版を郵送しています。希望者はお申し込みください。なお、市ホーム

●し尿

環境衛生課(4階)へ

●くみ取りの申し込み・くみ取り料の支払い
転入・転居などで新たにくみ取りを希望する場合は申し込みが必要。くみ取り料金はくみ取り実施時に「くみ取り券」を収集者にお渡しください。くみ取り券は市民総合窓口や市内販売所で事前に購入してください。料金の計算方法や販売所など詳細はお問い合わせを。

住まい・環境

●市営住宅

都市計画課(5階)へ

市営住宅は、低額所得者の住宅難を解消する目的で建てられた賃貸住宅です。空きがある場合は、4月、10月の広報紙に入居者募集記事を掲載します。

[有料] ごみシール (家庭系)	
もえるごみシール 30ℓ袋用 (1枚50円)	無料ごみシールが不足した場合は、有料ごみシールを市内販売所で購入してください。 ※販売場所は問い合わせを。 市民総合窓口(1階)④番でも購入できます。
もえるごみシール 45ℓ袋用 (1枚100円)	
もえないごみ・粗大ごみシール (1枚500円)	

[無料] ごみシール (家庭系)	
もえるごみシール	年1回、3月に世帯人数に応じて配送
もえないごみ・粗大ごみシール	年1回、3月に世帯人数にかかわらず、一定枚数を配送

集希望日の4日前(土・日・祝日・年末年始を除く)までにお申し込みを。インターネット申込をご利用ください。

●水道

水道課・水道料金センター(6階)へ

●必要な届出・水道料金(問い合わせ) 水道料金センター(☎53・6621)

引越しや名義変更の場合には届出が必要です。連絡の際は「お客様番号(水道使用水量等のお知らせなどに記載)を忘れずに。なお、メーター検針は2か月ごとに行います。水道料金の支払いは便利な口座振替をご利用ください。

●水道工事(問い合わせ) 水道課)

水道を新設、改造、修繕、撤去するときは市指定給水装置工事事業者(指定工事店)に依頼しなければなりません。指定工事店についてはお問い合わせを。

※なお、配水管や給水管などの漏水を発見したら、なるべく早くご連絡ください。

●下水道

下水道課・下水道管理サービス・水道料金センター(6階)へ

●下水道工事(下水道課) 新築・リフォームなどに伴う下水道工事や、くみ取り便

所・浄化槽からの水洗化工事は、市指定の排水設備工事指定業者に依頼をしてください。

●水洗便所改造工事資金援助制度(下水道課)

水洗便所の普及促進を図るため、くみ取り便所、浄化槽の水洗便所改造工事をされた人に対し、工事費の負担を少しでも軽くするため、工事補助金の交付や融資あつせん制度を設けています。

●下水道管のつまり(下水道管理サービス☎64・1001)

トイレや台所・風呂などの排水のつまりなど、下水道管に異常が見つかった場合は相談を。

●下水道使用料(水道料金センター)

上水道の使用水量に応じて2か月ごとに水道料金と同時にお支払いください。

●浄化槽

保守点検と法定検査・清掃が浄化槽法で義務付けられています。維持管理の相談は富田林保健所(☎23・2682)まで。

●公害対策・市営斎場

環境政策課(4階)へ

●公害対策

大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭などの公害問題について、相談に応じています。

●市営斎場 天野町1304の3(☎54・3189)

施設概要 火葬室・告別収骨室・待合室・霊安室

業務時間 午前9時～午後6時
休場日 1月1日・2日

火葬の許可は市役所業務時間中は市民窓口課(時間外は市役所当直室)へ
市営斎場の使用許可は右記業務時間内に市営斎場へ

●犬・猫の飼育

●飼犬登録・狂犬病予防注射(環境政策課4階)

生後90日を経過した犬を飼う場合、飼犬登録をしなければなりません。また、1年に1度狂犬病予防注射を受け、注射済票の交付を受けなければなりません。

●飼犬登録・注射済票の交付

●市民総合窓口(1階)④番、または大阪府獣医師会加盟の市内動物病院

狂犬病予防注射は動物病院

教育・人権

●市立学校の就学・転学

学校教育課(7階)へ

●就学時健康診断

翌年4月に小学校へ入学する児童を対象に、10月～11月に就学前の健康診断を実施。

●市立小・中学校への入学

保護者に入学(就学)通知を郵送。

●市内への転入学

市民総合窓口で転入手続き後、就学校指定通知書を発行。それを持って指定された学校へ。

●市外への転学

市民総合窓口で転出手続き後、就学者異動通知書を発行。それを現在通学中の学校へ。
●市内で転居して学校が変わるとき

市民総合窓口で転居手続き後、就学者異動通知書と就学校指定通知書を発行。それを持って指定された学校へ。

●市内幼稚園の就園

●子ども子育て課(1階)⑫番へ

●私立幼稚園・認定こども園(1号)への入園

入園願書の受付などについて

●飼えなくなった犬・猫の引き取り(有料) 大阪府動物愛護管理センター(☎072・958・8212)

●死んだペットの引き取り 収集依頼は環境衛生課(4階)へ、持ち込みは市営斎場(☎54・3189)へ

市に収集を依頼する方法と直接市営斎場に持ち込む方法があります。

●耐震診断と改修補助・マイホーム取得補助制度

●都市計画課(5階)へ

耐震診断補助制度、耐震設計・改修補助制度、木造住宅除却補助制度、マイホーム取得補助制度などについてはお問い合わせください。

交通・公園・道路

●放置自転車

道路課(5階)へ

●原町放置自転車等保管所 原町4の3の65(外環高架下 ☎52・5469)

千代田・河内長野・三日市町・美加の台駅周辺は、自転車等放置禁止区域です。放置されたミニバイクや自転車は、

道路課で撤去し、原町放置自転車等保管所にて2か月間保管しています。撤去された場合は、お早めに返還手続きを。

●里道・水路の管理 道路課または公園河川課(5階)へ

里道・水路の除草、清掃、泥上げ、簡易な補修は地元住民(自治会、水利組合含む)で行っていただくようご協力をお願いしています。

●公園施設の利用

公園の一部または全部を独占的に利用しようとする場合や、ゲートボール場を利用する場合は許可申請が必要です。申請は寺ヶ池公園管理事務所(小山田町674の5)にて、左記の通り受け付けます。

●寺ヶ池公園(野球場、プール及び庭球場を除く)

シダックス大新東ヒューマンサービス(株)(☎56・2111)

●寺ヶ池公園以外の公園・緑地(下里運動公園及び大阪府営長野公園を除く)

(公財)河内長野市公園緑化協会(☎56・1155)

●道路の占用・境界の明示

道路課(5階)へ

道路占用許可申請・道路工事施行承認申請、市所有地の境界の確定申請など詳細はお問い合わせを。

議会・選挙

●議会の傍聴、請願・陳情

議会総務課(2階)へ

●傍聴

市議会定例会は3月・6月・9月・12月の年4回開かれ、傍聴ができます。詳細はお問い合わせを。

●請願・陳情

請願も陳情も、みなさんの要望という点ではまったく同じと言えます。その趣旨と提出者の住所・氏名を記載し、署名または記名押印して議長あてに提出してください。

ただし、請願の場合は請願項目と紹介議員の署名または記名押印が必要です。陳情の場合は紹介議員は不要です。

●選挙

選挙管理委員会(7階)へ

●選挙権

満18歳以上の国民は国会議

は、直接、各園に問い合わせを。

実施しています。

●人権啓発・平和への取り組み・人権相談

人権推進課(または人権協会・市役所内)(5階)へ

人権の相談(12ページ参照)

●男女共同参画の推進

人権推進課(5階)または男女共同参画センターキックス内(☎54・0003)へ

女性のための相談(12ページ参照)

生涯学習・文化振興

●社会教育・生涯学習の推進

社会教育課(昭栄町7の1、キックス内☎54・0005)へ

●生涯学習

公民館活動(住所・電話番号は10ページ)、生涯学習の情報提供、河内長野市民大学「くろまる塾」などを実施しています。

●市民スポーツの推進

●市民スポーツ課(7階)へ

●スポーツ振興

各種スポーツ大会、スポーツ教室・相談・講習会などを

●図書館 Supported by IONZA

昭栄町7の1(☎52・6933)へ

開館時間 火～金 午前10時～午後7時(火・金曜日の日含む)、土・日 午前10時～午後5時
休館日 毎週月曜日、年末年始、特別整理期間

●文化財の保護・文化の振興 文化課(7階)へ

●文化の振興

ラブリールホールの公園、文化連盟などについては、(公財)文化振興財団(☎56・6100)へ

安全・安心

●防災・防犯

危機管理課(8階)へ

特殊詐欺被害防止のため自動通話録音装置を無料で貸出しています。詳細はお問い合わせを。

いろいろな相談窓口

●市役所の外での相談 ※日時は変更する場合があります▷事前にお問い合わせください。

相談名	内容	相談員	日時	場所・申込・問い合わせ
福祉総合相談	福祉全般(地域福祉活動に関することを含む)に関する相談	地域コミュニティソーシャルワーカー(相談支援員)	月～金曜日(施設が休館のときは電話のみ) 午前10時～午後4時30分	下記のいきいきネット相談支援センターへ 人権協会内 ☎090-6980-5532 老寿やすらぎ千代田公民館内 ☎080-1527-4629 キタバあやたホール内 ☎080-1459-3270 くすのかホール内 ☎090-5360-4213 三日市公民館内 ☎090-5129-3516 天野公民館内 ☎090-5130-1862 加賀田公民館内 ☎080-1457-1416
高齢者総合相談	高齢者の介護や健康、医療や生活に関する相談、高齢者虐待に関する相談、成年後見制度に関する相談など	地域包括支援センター職員	月～土曜日(祝休日を除く) 午前9時～午後5時30分 ※緊急の場合は24時間電話対応	・東部地域包括支援センター(千代田・長野・川上小学校区) ☎52-0180 ・中部地域包括支援センター(三日市・石仏・南花台・天見・美加の台・加賀田小学校区) ☎55-3451 ・西部地域包括支援センター(楠・小山田・天野・高向小学校区) ☎56-6600 ※お住まいの住所によって担当の地域包括支援センターが異なります。
障がい者生活支援相談	生活全般から就労まで、様々な相談を受け、支援を行っています。	相談支援専門員など	月～金曜日(祝休日を除く) 午前9時～午後5時30分	ピアセンターかわちながの(イズミヤSC河内長野4階) ☎70-7002 FAX70-7003 地域活動支援センターこころと ☎FAX53-4086 相談支援センターmum ☎55-2274 FAX55-2276
医療・介護・福祉相談	医療・介護・福祉のことなど(予約可)	医師・看護師など	毎月第3水曜日 午後2時～4時	河内長野市医師会地域連携室・まちのれんけい室市民相談 ☎54-1700

緊急時の連絡は 事件・事故＝局番なしの110番 火災・救急・救助＝局番なしの119番

休日急病診療所 木戸東町2-1 ☎55-0300

※健康保険証を必ず持ってきてください。
※中学生以下は内科での受診ができません。

診療科目	診療日	受付時間
内科	土曜日	午後6時～8時40分
	日曜、祝休日、年末年始(12/30～1/3)	午前10時～11時40分 と午後1時～3時40分
歯科	日曜、祝休日	午前10時～11時40分
	年末年始(12/30～1/3)、5/3～5/6	午前10時～11時40分 と午後1時～3時40分

救急安心センターおおさか

●携帯電話・PHS・プッシュ回線から☎#7119
●☎06-6582-7119(すべての電話でご利用可能)
※24時間毎日、急な病気やけがの緊急性についての助言、応急手当についての助言、救急病院の案内を行っています。

救急病院

※病気やけがが軽く、自分で病院へ行ける時は、下記の救急病院またはかかりつけの病院へ直接問い合わせを。
※どの病院に行けばよいのか分からない時は、大阪南消防局指令センター(☎072-958-0119)へお問い合わせください。
●大阪南医療センター(☎53-5761、夜間☎53-5764)
●寺元記念病院(☎50-1111)
●南河内おか病院(☎55-1221)

子ども

小児急病診療(中学生以下の子どもが対象)

河内長野市を含む近隣市町村が共同で医師を確保し、数少ない小児科医の協力のもと実施しています。

診療病院	富田林病院	当番病院
診療日	日曜日、祝休日、年末年始(12/29～1/3)	毎日
受付時間	午前9時～11時30分 午後1時～3時30分	平日は午後8時～翌朝8時、土・日曜日、祝休日、年末年始は、午後4時～翌朝8時
受診方法	直接富田林病院へ(富田林市向陽台1-3-36☎29-1121)	大阪南消防局指令センター(☎072-958-0119)に連絡

小児救急電話相談

●NTTのプッシュ回線や携帯電話から☎#8000
●ダイヤル回線・IP電話からは☎06-6765-3650へ
※午後7時～翌朝8時に子どもが急病になり、受診するかどうか迷った時にご利用ください。

大阪府救急医療情報センター

☎06-6693-1199(24時間/医療機関情報)
救急車を呼ぶほどではないが、適切な医療機関がわからない場合や、市外(大阪府内)の医療機関の情報についての案内を行っています。

●市役所の中での相談 ※日時は変更する場合があります▷事前にお問い合わせください。

相談名	内容	相談員	日時	場所・申込・問い合わせ
市民相談	くらしの中で生じた問題についての相談先の紹介	市職員	月～金曜日(電話相談も可) 午前9時～午後5時30分	自治協働課
行政相談	国などの行政に対する苦情や要望などについての相談	行政相談委員	毎月第1・第3火曜日 午前10時～正午	自治協働課
法律相談(予約制)	不動産や金銭の貸借、離婚、相続など	弁護士	毎週水曜日及び不定期月曜日 午後1時～4時30分 ※詳しくは当該月の広報紙で。	自治協働課
人権相談	人権全般・人権侵害・心配ごとなど	人権擁護委員	毎月第2・第4火曜日 午前10時～午後1時	人権推進課
人権あれこれ相談	人権全般・人権侵害、生活で発生する様々な悩みや心配ごとの相談など	人権協会相談員	月～金曜日(電話相談も可) 午前9時～午後5時30分	人権協会(人権推進課内)
進路選択支援相談	高校・大学などへの進学に関する奨学金(教育資金)の相談など			
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の父または母の自立に関する就労・離婚・貸付などの相談	母子・父子自立支援員	月～金曜日(電話相談も可) 午前9時～午後5時	こども子育て課
こども相談総合窓口(こどもファミリーセンター)	0～18歳までの子どもに関する悩み、家族関係の不安や心配についての相談・ヤングケアラー相談・虐待相談など	保育士・保健師・社会福祉士・心理士など	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	こども子育て課
就労支援相談	就労に関する相談機関の案内や情報提供など	市職員	月～金曜日(電話相談も可) 午前9時～午後5時30分	産業観光課
生活困窮者相談	仕事や経済的な相談のほか、生活にお困りの様々な相談	相談支援員	月～金曜日 午前9時～午後5時15分	生活福祉課
ひきこもり等相談	社会参加に不安を持つ人とその保護者に対する相談	NPO法人相談員	毎月原則第2木曜日 午前10時～正午	生活福祉課
障がい者相談	障がい福祉について、日常生活や社会生活上のいろいろな相談や助言、指導など	市職員	月～金曜日(電話相談も可) 午前9時～午後5時30分	障がい福祉課

●市役所の外での相談 ※日時は変更する場合があります▷事前にお問い合わせください。

相談名	内容	相談員	日時	場所・申込・問い合わせ
消費生活相談	契約のトラブルや消費生活に関する相談など	消費生活相談員	月～金曜日(祝休日を除く) 午前10時～午後4時	消費生活センター ☎56-0700
育児相談(予約制)	就学前までの子どもに関する相談	保育士、保健師、心理相談員など	水曜日を除く毎日 午前10時～午後5時30分	子ども・子育て総合センターあいく ☎50-4664
教育相談	小中学生および保護者からの学校・家庭生活の相談(いじめ、不登校、進路など)	教育相談員	月～金曜日(祝休日を除く) 午前9時～午後4時15分	教育相談センター ☎0120-52-3774
労働相談	賃金や勤務条件などの労働問題の相談	社会保険労務士	随時(申込者の都合に合わせて日程調整可)	申込・問い合わせ＝産業観光課、相談場所＝社会保険労務士事務所
就労支援相談	就労に関する相談	就労支援相談員	随時(申込者の都合に合わせて日程調整可)	申込・問い合わせ＝産業観光課、相談場所＝(一社)大阪青少年支援機構ポラリス事務所
就労支援相談(49歳以下)	就労に不安を持つ49歳以下の人やその家族からの相談	南河内地域若者サポートステーション相談員	毎月第1・第3木曜日 午後1時～5時	南河内地域若者サポートステーション ☎0721-26-9441
心配ごと相談	生活に関する心配や悩みごとなど	民生・児童委員	毎月第2・第4水曜日(祝休日を除く)午前10時～正午 ※詳しくは当該月の広報紙で。	社会福祉協議会 ☎65-0133
女性のための相談(予約制)	女性の悩み全般(子ども、パートナー、仕事、生き方、ドメスティック・バイオレンス＝配偶者や恋人などからの暴力など女性の悩みなら何でも)	女性カウンセラー	毎月第2水曜日、第3土曜日、第4水曜日	男女共同参画センター ☎54-0003(キックス内)または人権推進課
女性のための電話相談			毎月第1・3月曜日、第2・4木曜日午前10時～午後4時	人権協会(☎090-8967-2750)